

氾濫域対策

直轄：土地利用一体型水防災事業
補助：土地利用一体型水防災事業、
 洪水氾濫域減災対策事業（総合流域防災事業）

1 事業概要

土地利用一体型水防災事業

上下流バランス等の関係から長期間河川改修の実施が困難な地域において、住宅・宅地等を洪水被害から守るために住宅地の嵩上げや輪中堤等の築堤事業を実施することで、短期間かつ経済的に家屋浸水の対策を実施します。

洪水氾濫域減災対策事業

洪水が氾濫した場合でも被害を最小化させる対策として、輪中堤や二線堤などの洪水氾濫拡大防止施設の整備を市町村が実施します。

2 負担率・補助率

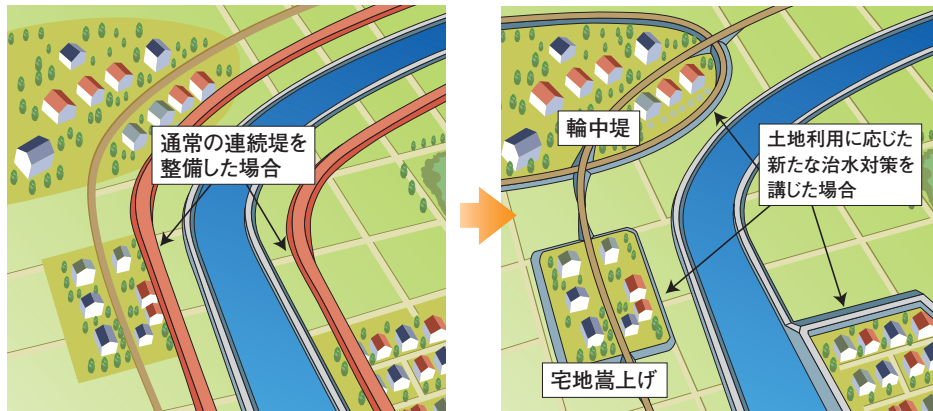
直轄 土地利用一体型水防災事業
 一級河川 2/3(北海道8/10)

補助 土地利用一体型水防災事業
 一級、二級河川 1/2
 洪水氾濫域減災対策事業
 (総合流域防災事業)
 一級、二級河川 1/3

3 事例

【土地利用一体型水防災事業】

●イメージ



家屋の移転が必要となるなど完成までには多大な費用と期間が必要

【洪水氾濫域減災対策事業】

●イメージ



輪中堤や宅地嵩上げを効率的に短期間で実施することにより、家屋の浸水被害を解消

五ヶ瀬川（宮崎県）平成17年9月

